

栃木県立盲学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

I 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止対策委員会

① いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ防止対策委員会」を組織する。

ア 委員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、各学部主事、児童生徒指導部長、児童生徒指導部長、教育相談係主任、養護教諭

イ 実施する取組

i 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体計画の立案と実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析・共有
- ・ いじめの相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくり

ii 早期発見対策

- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析・共有
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめに係る情報の迅速な共有、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ いじめられた児童生徒に対する支援やいじめた児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携・対応

ウ 取組の改善

本委員会において、「盲学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかの評価を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ対応委員会」<随時開催>を組織する。

ア 委員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、各学部主事、児童生徒指導部長、児童生徒指導副部長、教育相談係主任、養護教諭、その他関係の深い教職員、外部専門家

イ 実施する取組

i 調査方針、分担等の担当

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・ 県教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療機関など） ii

指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学校、学年、学級への指導、支援
- ・ 被害者、加害者等への指導、支援
- ・ 観衆、傍観者等への指導、支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 県教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域（児童委員、民生委員等）との連携

(2) 校内研修

いじめに関する全教職員対象の校内研修を年 1 回以上実施する。

いじめに関するチェックリスト(教職員用)を用いた自己点検を年 1 回実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

- 学級組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年 1 回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童生徒の道徳性を育成する。

- ・「とちぎのこどもたちへの教え」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてより生きるための基礎となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 児童会・生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童生徒同士で悩みを相談し合うなど、児童生徒の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 児童生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

- 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

(4) インターネット上でのいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等は、学習目的以外の校内での使用を禁止する。
- ② 教科情報(技術・家庭)やLHR(学級活動)等を活用し、児童生徒一人一人に対して、インターネットの持つ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 写真や個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ メールやSNSなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ③ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ② 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で適確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ③ 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 児童生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 定期的に「ケース会議」を設定し、気になる児童生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 面談週間を学期に1回設定する。
- ④ 児童生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ⑤ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えられることができる教育相談体制を整える。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた児童生徒や保護者に対し、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向する。また、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② 教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検する。
- ③ いじめた児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ 加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。

(2) 早期解決のための対応

- いじめ防止対策委員会(いじめ認知時の対応に係わる委員会)が中心となり、関係のある児童生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 児童生徒、保護者との連携

- ① いじめられている児童生徒の保護者及びいじめている児童生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた児童生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分に話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、該当児童生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた児童生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きたときの集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

(5) インターネット上でのいじめへの対応

- ① インターネット上でのいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ対応委員会で情報を共有するとともに、県教育委員会と連携しながら当該いじめに係る情報の削除等を求める。
- ② 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したとすることなく、継続的に双方の児童生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の児童生徒及び周りの児童生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

- ③ いじめに係る行為が相当の期間止んでいること、いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していることを確認する。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。
- ④ いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめられた児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認する。

5 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求め
る。
- (2) 当該いじめの対応については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童生徒やその保護者及びいじめた児童生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ防止対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実施する。